

# 包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性についての実態

藤 井 則 彦

## 目 次

はじめに	
第1章 包括利益, 包括利益計算書の出現とその内容	
第1節 会計観の変遷—包括利益の出現とわが国への導入	
第2節 「その他の包括利益」の出現に伴い当期純利益か包括利益か	
第3節 包括利益計算書の内容と形式	
第2章 2011(平成23)年3月期決算における包括利益計算書の開示の実態およびこれについてのコメント—企業会計原則一般原則の「継続性の原則」に照らして—	
第3章 包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性について	
第1節 2011(平成23)年3月期決算における剰余金の配当決議に関しての株主総会の現実	
第2節 エージェンシー理論から見た株主総会のあり方について	
第3節 包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性の問題点—むすびに代えて—	
おわりに	

## はじめに

わが国においては、2011(平成23)年3月31日以後終了する会計年度から、連結財務諸表において、包括利益計算書の作成、開示が、金融庁、企業会計基準委員会(ASBJ)より義務付けられることになった。このように制度化されることになった今日、包括利益の問題を議論しても意味があるか否かは問題のあるところであろうが、しかし、本稿では、包括利益計算書の作成、開示についても問題があるとの認識で、この点については第1章で取り上げる。

しかし、本稿の目的は包括利益そのものについてではなく、包括利益計算書の作成、開示との関連で、剰余金の配当決議のあり方が問題であるとの問題意識により、この点について第2章以下で企業の実例に基づいて検討する。つまり、包括利益計算書は連結財務諸表において作成、開示され、企業は今後の基本的配当方針は連結業績ベースにと謳っている。確かに会社法第461条では連結決算において配当規制を設けてはいるが、しかし、配当は単体決算をベースに実施されるから、未実現損益をも含めた連結決算と、実現損益のみを対象とした単体決算との関係について、外部のステークホルダーはどのように対応すべきかが問題である。そこで株主総会のあり方が問題となろう。つまり、現在の会社法では、会社の最高意思決定機関は株主総会から取締役会に移行されたわけであるが、これは所有と経営の分離に即し、株主総会の権限を取締役に対する人事権に集約したためと

考えられる。ところが、現在の大企業の不祥事を考えれば、会社法に問題があるといわざるをえなく、私見では会社の最高意思決定機関は株主総会であるとの立場から、配当の問題以外の事項については取締役会に権限委譲も理解できるが、株主にとって最大の関心事である配当に関して、配当決議のあり方については問題があるとの認識に基づいて検討する。確かに、会社法第459条第1項に基づいて当該企業の定款に定めておけば、配当決定は取締役会決議で可能である。しかし、企業業績は常に変動しているから、会社法が全てではなく、実務の実情を考慮して、制度論的手法ではなく、分析的手法で対応すべきである。つまり、会社法の存在にベースをおくのではなく、会社法をいかに認識して運用するかが重要であると考えている。

## 第1章 包括利益、包括利益計算書の出現とその内容

### 第1節 会計観の変遷—包括利益の出現とわが国への導入

19世紀中頃から1920年代までの会計学は、時価会計を軸としたいわゆる静態会計学（静態論）といわれる財産計算に焦点がおかれ、したがって、財産目録、貸借対照表重視の会計観であったが、その後、固定資産の増大に伴い、減価償却の問題がクローズ・アップされ、取得原価会計をベースにした会計観が台頭し、1929年の世界大恐慌をきっかけとして、いわゆる動態会計学（動態論）といわれる損益計算に焦点が移り、したがって損益計算書重視の会計観が出現した。このように、ある時代では時価会計、ある時代では取得原価会計と会計観が変化してきた<sup>1)</sup>。

ところが、1990年代以降、公正価値（Fair Value）概念<sup>2)</sup>が導入されるに至り、取得原価をベースにしながらも、時価会計が1部導入されることになり、取得原価をベースにした、収益－費用＝利益という収益費用中心観（収益費用アプローチ）と、時価会計をベースにした、「利益は1期間における企業の富または正味財産の増加分の測定値であり、資産は企業の経済的資源の財務的表現であり、負債は将来他の実体に資産を引き渡す義務の財務的表現である。」と定義付ける資産負債中心観（資産負債アプローチ）が浮上してきた。要するに、この資産負債中心観の会計観は貸借対照表の純資産の部の変動額を利益と捉える考え方である。

この両者の相違は、収益費用中心観では収益と費用が認識された後で、従属的に資産と負債が算出され、期間損益計算が前提とされ、損益計算書が重視される会計観である。これに対して、資産負債中心観では資産と負債が認識された後で、従属的に収益と費用が算出され、期間損益計算を前提とせず、貸借対照表が重視される会計観である。

現行の取得原価をベースにしてきた会計観では、当該期間のすべての収益と費用は損益計算書に

1) 藤井則彦著『日本の会計と国際会計—増補第3版—』pp130—131 1997（平成9）年 株式会社中央経済社。

2) 公正価値とは、国際会計基準第39号によれば、独立第三者間取引条件において、知識のある自発的な当事者間で、資産が交換され、又は負債が決済されるであろう金額と定義されている。International Accounting Standards 1999 “Financial Instrument : Recognition and Measurement” International Accounting Standards Committee 1999。

計上、記載され、その差額としての当期純損益は貸借対照表の純資産の部に振り替えられる。つまり、損益計算書で計算された当期の期間損益と、貸借対照表における資本取引によらない純資産の当年度の変動額（増減額）が等しくなるという関係にある。このように、損益計算書と貸借対照表は密接に連携され、これをクリーン・サープラス（clean surplus）関係という。つまり、剰余金（サープラス）に損益以外の項目が混入しないクリーンという意味である。

ところが、時価会計の1部導入により、後述するような「その他の包括利益」が出現し、クリーン・サープラス関係が崩れ、dirty surplus 関係になった<sup>3)</sup>。例えば、有価証券のうちの「その他有価証券」といわれる「持ち合い株式」や「長期所有有価証券」の評価については時価基準が適用され、そのため評価差額の処理については、損益計算書を経由しないで、基本的には貸借対照表の純資産の部に直入されることになった（ただし、評価益は純資産の部に、評価損は当期損失に算入も可能）。

このように、現行の損益計算書では実現利益である稼得利益のみを計上の対象としているのに対して、未実現の評価利益も計上の対象とするのが包括利益（Comprehensive Income）の考え方であり、実現利益と未実現利益を一体として表示することになる。

要するに、包括利益とは貸借対照表を重視した利益概念であり、資本取引を除いた純資産の変動と概念付けられる。

以上のように、現行の損益計算書は収益費用中心観（収益費用アプローチ）に基づく会計観であるのに対して、資産負債中心観（資産負債アプローチ）に基づく会計観として包括利益計算書（Comprehensive Income Statement）が出現した。

この包括利益、包括利益計算書については、国際会計基準委員会（IASC）において、1997（平成9）年に国際会計基準（IAS）第1号（改訂）「財務諸表の表示」（Presentation of Financial Statements）において、そしてアメリカにおいて、1997（平成9）年にSFAS（Statement of Financial Accounting Standards）第130号「包括利益の報告」（Reporting Comprehensive Income）において取り上げられ、包括利益の表示が定められることになった。

このような国際的流れに応じて、国際的な会計基準とのコンバージェンス（convergence、収斂）により、わが国においても企業会計基準委員会（ASBJ）が2011（平成23）年3月31日以後終了する会計年度から、連結財務諸表において包括利益計算書を導入、採用すると公表した<sup>4)</sup>。

3) 損益計算書の当期純利益と、貸借対照表の純資産の部のうちの「株主資本の当期変動額」が一致すると考えれば、クリーン・サープラス関係は維持されるという見方もできる。

4) 2010（平成22）年9月30日以後に終了する連結会計年度の年度末の連結財務諸表からの早期任意適用を認めている。しかし、現実に開示している企業はほとんど見あたらない。このように、前倒しの適用が認められる例はかつての2003（平成15）年3月期決算から適用されることになった減損会計（Impairment Accounting）などにも見られ、前倒し処理は2兆4,000億円に及び、370社が導入したといわれている。減損会計の場合と、包括利益計算書の早期適用との相違は、企業にとって減損会計の早期適用にはメリットがあったが、包括利益計算書の早期適用には企業にとってメリットがないためであろうか。この点でも企業の外部のステークホルダーに対する誠実さの欠如が見えるようである。

## 第2節 「その他の包括利益」の出現に伴い当期純利益か包括利益か

以上により、包括利益とは、個別財務諸表の場合は、 $\text{包括利益} = \text{当期純利益} + \text{「その他の包括利益」}$ となり、連結財務諸表の場合は、 $\text{包括利益} = \text{少数株主損益調整前当期純利益} + \text{「その他の包括利益」}$ となる。

「その他の包括利益」(Other Comprehensive Income)の内容としては、個別財務諸表の場合には、評価・換算差額等としての既に取り上げた「その他有価証券評価差額金」の他に、「繰延ヘッジ損益」と「土地再評価差額金」があり、連結財務諸表においては、この他に「為替換算調整勘定」がある。

このような「その他の包括利益」の出現により、損益計算においては損益計算書か、包括利益計算書かいずれであるべきかが問題となる。

包括利益、包括利益計算書を導入、開示するに当たっては、将来キャッシュ・フローの開示が要求される点にあると考えれば、当期純利益は実現という認識規準によって過去のキャッシュ・フローは開示できるが、将来の予測キャッシュ・フローは実現という認識規準が適用できないから開示できない。ここに包括利益の存在意義が浮上することになる。しかし、将来の予測について無制限に財務諸表に取り入れると、外部のステークホルダーにとっては企業業績、企業の真の姿を把握するのに混乱を招く恐れが生じる。そこで、ASOBAT(基礎的会計理論)およびFASB(米国財務会計基準審議会)が掲げている会計情報特に財務会計情報の特性を参考にこの点を検討する<sup>5)</sup>。客観性(objectivity)、目的適合性(relevance)、将来予測の可能性、有用性(utility)、信頼性(reliability)、測定可能性等を考慮して、包括利益計算書における「その他の包括利益」項目に制限を加える必要があろう。ところが、この点については、現在、わが国の場合、上述した項目以外に、「退職給付会計における未承認数理計算上の差異と未承認過去勤務費用」が今後問題となるであろうが<sup>6)</sup>、慎重な判断が求められるべきであろう。

客観性については当然のことであるが、元々時価評価の場合には客観性を確実にクリアすることは不可能であるから、この点は承知の上と考えるべきである。

目的適合性については、本来、管理会計領域の場合に問題になる特性であるが、財務会計領域においては外部のステークホルダーのうち、いかなるステークホルダーの目的に適合するかが問題である。例えば、投資家、株主といえども機関投資家や持ち合いによる株主のみではなく、一般投資大衆や個人株主をも視野に入れるべきである。これらの一般投資大衆や個人株主を無視しての目的適合性であれば、株式市場の活性化、正常な株式会社の発展、成長は望むべきもなからう。

また将来予測の可能性については、市場の質が高い場合には可能であろうが、現在のわが国のみならず世界経済全体の質は決して高いとはいえない。その意味でも、包括利益計算書の開示については外部のステークホルダーに対して丁寧な説明が求められてしかるべきであろう。要するに、外

5) 藤井則彦著 前掲書 pp10—15.

6) 財務会計基準機構、企業会計基準委員会、企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準(案)」2010(平成22)年3月。

部のステークホルダー特に投資家、株主にとっての有用性を視野に入れて、当期純利益か包括利益かを考えるべきである。

結局のところ、信頼性と測定可能性に焦点をあててこそ包括利益計算書の開示の意義があると考ええる。

果たして、外部のステークホルダーは当期純利益か、包括利益かいずれを志向しているのだろうか。この点について黒川行治他『利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する実証的要因分析』によれば、わが国のアナリストに対する調査では、利益概念としては経常利益・営業利益・当期純利益・包括利益の順に重視しており、包括利益はそれ程重視していないとのことである<sup>7)</sup>。

わが国においては経常利益という他国にない利益概念があり、経営分析においてはこの経常利益がポイントとなりうることから、損益計算においては包括利益の比重は低いと考えられる。したがって、短期的には実現利益をベースにした損益計算書が重視され、長期的には未実現利益をも視野に入れた包括利益計算書が重視されるというように、両者を使い分けることが肝要であると考えられる。

わが国ではもはや包括利益の導入、包括利益計算書の作成、開示が決定しているのだから、これを所与として、包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性が問題であるとの問題意識に基づいて次章以下で検討する。

### 第3節 包括利益計算書の内容と形式

包括利益計算書の内容と形式については、現行の損益計算書の末尾は当期純利益であるが、包括利益計算書の末尾は包括利益となる。しかし、現行の当期純利益の表示は存続する。

形式については、「1 計算書方式」と「2 計算書方式」があり、前者は現行の損益計算書の末尾の当期純利益に続けて、前述の「その他の包括利益」の項目を表示し、末尾に包括利益を表示する形式であり、「損益及び包括利益計算書」となる。後者は現行の損益計算書とは別に、「その他の包括利益」のみを表示する「包括利益計算書」を作成する形式である。

なお、例示については企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」<sup>8)</sup>に示されているが、紙幅の関係もあり、また才2章で説明上示すのでここでは割愛する。

なお、既に述べたように、「その他の包括利益」は未実現の評価損益を損益として計上しているが、将来、それが実現し、当期損益の1部として損益計算書に計上された場合、結果的には、損益の二重計上となるから、組替調整が必要である。これをリサイクル（再分類修正）という。

したがって、既に本章第2節で示した包括利益は次のようになる。個別財務諸表の場合は、包括

7) 黒川行治他著『利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する実証的要因分析』P98 2011（平成23）年 株式会社中央経済社。

8) 財務会計基準機構編、企業会計基準委員会、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」2010（平成22）年6月30日。および藤井則彦編著『チャレンジ・アカウンティング―新訂版―』p70 2011（平成23）年4月 同文館出版株式会社。

利益＝当期純利益＋「その他の包括利益」－「その他の包括利益」から当期純利益にリサイクルされた金額となり、連結財務諸表の場合は、包括利益＝少数株主損益調整前当期純利益＋「その他の包括利益」－「その他の包括利益」から当期純利益にリサイクルされた金額となる。

最後に、以上により、連結財務諸表においては、現行の「損益計算書」を「損益計算書又は損益及び包括利益計算書」と、純資産の部の「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」と表示することになる。

ところで、従来の損益計算書は取得原価に基づいて測定された結果であるから、売上高から始まり売上原価、販売費及び一般管理費、営業外項目そして特別損益項目と計算され、その結果、最終的には当期純損益が記載される。これに対して、包括利益は上記の取得原価による測定に続けて、公正価値などの取得原価以外の属性によって測定される評価損益であり、したがって、包括利益計算書は当期純損益に続けて「その他の包括利益」が記載されることになるから、二段構えの表示となり、混合測定システムによって計算された利益数値となり、混合計算書となる。以上より、形式については、わが国の場合「1 計算書方式」か「2 計算書方式」かのいずれを採用するかは確定していないが、私見としては、「1 計算書方式」は資産負債アプローチの考え方であり、「2 計算書方式」は収益費用アプローチの考え方であり、また前述のように短期的には損益計算書を、長期的には包括利益計算書というように使い分ける点から一覽性のある「1 計算書方式」が妥当であると考えられる。

## 第2章 2011（平成23）年3月期決算における包括利益計算書の開示の実態およびこれについてのコメント－企業会計原則一般原則の「継続性の原則」に照らして－

わが国の企業にとって包括利益の導入、包括利益計算書の作成、開示についてはどのように考えているのだろうか。海外活動に軸をおいている商社や海外からの資金調達に比重をおいている企業等は国際会計基準（国際財務報告基準）との関係から包括利益計算書の開示には積極的であろう。しかし、一般のわが国の企業は果たして如何であろうか。この点を視野に入れて、わが国企業の包括利益計算書の開示について検討する。

2011（平成23）年3月期決算において、次年度から包括利益計算書が強制的に作成、開示されるにもかかわらず、ごく一部の企業を除いて大半の企業はビジネス・レポートにおいても、株主総会においても、包括利益、包括利益計算書については触れていない<sup>9)</sup>。これは1949（昭和24）年設定の企業会計原則一般原則の「継続性の原則」に照らして一考を要すると思われる。確かに、1949（昭和24）年設定の企業会計原則一般原則の「継続性の原則」の主旨は「処理の原則及び手続き」についての継続性を要求していたが、継続性とは処理や手続きについてのみではなく、財務諸表における

9) 2011（平成23）年1月期決算および同2月期決算の企業は、同3月期決算の企業に比べて少数であるから、ここでは3月期決算の企業に限定して検討する。

形式、用語等について外部のステークホルダーに対して、企業業績の期間比較を誤らせないためにも重要な原則であると考え<sup>10)</sup>。したがって、今回の包括利益計算書の作成、開示に関しても、これまでの損益計算書とは異なる形式であり、しかも目新しい用語が多々使用されるのであるから、継続性からも次年度から開示される包括利益計算書について参考程度として開示するべきであろう。

また日本経済新聞社の集計によれば、純利益と包括利益との関係について、2010（平成22）年3月決算と、2011（平成23）年3月期決算が比較可能な1,479社（金融、新興2市場を除く）について、2010年3月期の場合、純利益の合計は7兆5,289億円、包括利益の合計は13兆1,431億円であったが、2011年3月期では純利益の合計は12兆1,180億円で、包括利益の合計は7兆7,531億円と前年度とは、純利益と包括利益が逆転している。そして包括利益の合計が純利益の合計より多額の企業は275社で全体の約20%に過ぎない<sup>11)</sup>。このような実態からも外部のステークホルダー特に投資家、株主としては、純利益か包括利益かいずれに焦点をおいて企業を判断するべきか困惑することになるから、包括利益計算書の開示以前にビジネス・レポートあるいは株主総会において包括利益について説明するべきであろう。

そこで、ごく一部の企業が「参考」として開示している包括利益計算書について検討する。なお、「参考」として開示している企業の形式はすべて同じであるため、某社の形式について関連する連結損益計算書と、連結貸借対照表のうち必要部分を下記に示して検討する（単位は百万円）。

連結包括利益計算書 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
少数株主損益調整前当期純利益	28,322
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△2,209
繰延ヘッジ損益	△486
為替換算調整勘定	△8,294
持分法適用会社に対する持分相当額	770
その他の包括利益合計	<u>△10,219</u>
包括利益	<u>18,103</u>
(内訳) 親会社株主に係る包括利益	15,045
少数株主に係る包括利益	3,058

連結損益計算書 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
少数株主損益調整前当期純利益	28,322
少数株主利益	<u>3,140</u>
当期純利益	<u>25,182</u>

10) 1949（昭和24）年設定の企業会計原則については、新しく企業会計基準が公表されつつあるため、その有効性については種々の考え方が存在すると思われるが、一般原則は会計のバイブルとも言うべき存在であり、1部（「資本取引・損益取引区分の原則」・「保守主義の原則」）を除いて、普遍性のある原則と考えている。特に、「真实性の原則」・「継続性の原則」・「明瞭性の原則」は時代の変化にかかわらず永遠の原則であると考えている。

11) 2011（平成23）年5月25日 日本経済新聞 朝刊。

比較連結貸借対照表	平成23年3月31日現在	平成22年3月31日現在
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10, 823	13, 025
繰延ヘッジ損益	△ 198	298
為替換算調整勘定	<u>△ 33, 812</u>	<u>△ 26, 373</u>
その他包括利益累計額合計	<u>△ 23, 187</u>	<u>△ 13, 050</u>
新株予約権	439	401
少数株主持分	<u>23, 023</u>	<u>23, 575</u>

以上の資料より、当該企業の連結決算の少数株主損益調整前当期純利益は¥28, 322であるが、包括利益は¥18, 103である。そこで両利益の差額¥10, 219は「その他の包括利益」項目にマイナス項目が多々発生したためであり、特にいずれの企業においても「為替換算調整勘定」のマイナスが大きい。これは第1章で検討したように、時価会計の1部導入によるクリーン・サープラス関係の崩壊のためである。これまで外部のステークホルダーは損益計算書をベースに当該企業を判断していたところ、突然包括利益計算書の出現により、企業の真の姿を把握できるであろうか。そしてなによりも重要な問題は、配当は単体決算に基づいて決定されるが、企業は配当決定については連結業績を視野に入れて実施すると謳っている点である。たとえ会社法で連結決算において配当規制を設けてはいても問題であろう。この点の詳細は第3章で検討する。

なお、以上のように、2011（平成23）年3月期決算において、包括利益計算書の開示についてたとえ触れなくても、その半年後の2012（平成24）年3月期決算の中間報告（第2四半期）である2011（平成23）年9月30日現在においても、包括利益計算書を「ご参考」として開示している企業はごく少数である。このように、開示に関して企業はいかに外部のステークホルダーに対して不誠実であるか明白である。なお、この場合の包括利益計算書の形式は本章本節で既に示した2011（平成23）年3月期決算の場合と同じである。

### 第3章 包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性について

#### 第1節 2011（平成23）年3月期決算における剰余金の配当決議に関する株主総会の現実

これまで触れてきたように、わが国においては包括利益の導入、包括利益計算書の作成、開示は制度的には既に決定しているのだから、本稿ではこれらについての是非を問題にしているのではなく、本稿の目的は、包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性を問題としているので、本章では、この点について事例に基づいて検討する。

会計計算および計算結果の開示という会計の制度化の目的については種々考えられるが、本稿の内容としては投資家、株主にとっての証券市場での投資意志決定と、企業にとっての配当可能利益の計算と開示が考えられるので、この点に絞って検討する。



本稿では、株式会社を対象としているから、投資家、株主の存在抜きには考えられない。したがって、企業にとっては投資家、株主に対して企業の状況を報告することが最大の目的であり、責務である。一方、投資家、株主にとっての目的は証券市場での投資意思決定であり、その投資の結果である配当である。

これらの目的を視野に入れて、本章の主題について検討する。

わが国の会社法（Corporation Law）はかつての商法の流れを汲み、債権者と現在株主を保護する目的の法規であるが、果たして現在株主を保護しているといえるであろうか。例えば、会社法第 459 条第 1 項において剰余金の分配、つまり配当<sup>12)</sup>に関しては取締役会での決議により決定し、株主総会では決議事項ではなく、単なる報告事項として、あるいはビジネス・レポートでの開示のみでも問題としないという例外規定とも言える規定があるが<sup>13) 14)</sup>、これは経済のグローバル化そして企業の国際化の今日、企業競争を視野に入れた迅速、即効性、機動性をもって対応できるための会社法の主旨としては当然の規定であろう。しかし、問題はこの規定を各企業がいかに解釈して実施しているかである。

株主総会において、株主からの質疑に対して、企業経営者は「会社法に則り、定款に従って」との表現に終始し、会社法さえ遵守していれば、それ以上は株主の声に耳を傾けようとはしない姿勢がうかがえる。このような企業がかなり存在するやに思われる。企業業績は経済状態等により変化するのは当然であり、常に一定とは限らず、常に変化するにもかかわらず、株主の意向を無視して、配当決定を取締役会での決議により決定することには問題があると、以前指摘した<sup>15)</sup>。この点について、改めて 2011（平成 23）年 6 月開催の各企業の株主総会の実態を踏まえて検証する。

東証 1 部上場企業 A 社の株主総会において、株主からの「今期は黒字決算で、配当を増額したのはわかるが、激動の時代であるから先のことはわからない。したがって、配当決定をこの株主総会で決議するよう」との提案に対して、当該企業の代表取締役社長は「貴重なご意見有難うございます。」とのみ回答し、一切前向きな回答をしなかった。確かに当該企業は取締役の任期が 1 年の企業であるから、配当決定に関して例外規定に従っても会社法上では抵触しないが、株主の質問、提案に対

12) 会社法では、配当に限らず、自己株式の取得等も含めて剰余金の処分、分配と表現しているが、本稿では配当に焦点をおいて論述している。

13) ただし、この規定の適用については、会計監査人設置会社、監査役会設置会社、取締役の任期が 1 年の会社および委員会設置会社に限るとの規定であるが、大半の上場会社はこれらの規定に該当するから、現実には大半の株式会社はこの例外規定の採用が可能となる。しかも取締役の任期が 1 年との限定であっても、現実には、株主総会で取締役の再任が当然ようになっており、規定は形骸化してしまっている。

14) 本来は株主総会後に配当が株主に支払われるのに対して、このように、取締役会での決議で配当が支払われるから、株主総会以前の早期に配当が株主に支払われことになり、株主にとってメリットがあるとも考えられるが、このメリットを享受し、歓迎しているのはごく一部のあえて言えばアマチュアの株主に過ぎず、本来の株主総会に出席する株主の意図は配当の早期受理ではなく、納得のできる配当決議にあると考えられる。

15) 藤井則彦稿「会社法についての私見—買収防衛策、剰余金の分配を中心として—」京都産業大学マネジメント研究会、京都産業大学マネジメント・レビュー第 10 号 pp1—15 2006（平成 18）年 12 月、および 藤井則彦稿「会社法施行後の問題点についての私見—株主の立場よりの実務上の問題点—」京都産業大学マネジメント研究会、京都産業大学マネジメント・レビュー第 12 号 pp1—15 2007（平成 19）年 12 月。

してせめて前向きに検討するという程度の回答をするのが、企業のそして企業の代表者の責務であろう。当該企業では、前年度の株主総会においても同じ提案があったとのこと、全く検討する姿勢が見られない。ちなみに、当該企業の最近の年間配当状況は1株当たり2007（平成19）年度は10円、2008（平成20）年度は6円50銭、2009（平成21）年度は2円、2010（平成22）年度は5円、2011（平成23）年度は6円とバラツキがあり決して一定ではない。しかも来期の業績予想については「東日本大震災の影響もあり」と表現し、現時点では予想できないとの回答であった。株主は東日本大震災のようなある意味では不可抗力ともいえる事柄を問題にしているのではなく、当該企業の経営に対する姿勢を問題にしていることが企業経営者には理解できていない感がある。これでは何のための株主総会かと疑いたくなる。株主および株主総会を軽視いや無視していると疑われても弁明の余地はなかろう。投資家、株主は自然災害に対してのリスクについては覚悟しているが、企業経営者の姿勢に対しては常にウォッチングしていることを企業は再確認するべきであろう。まして次年度から連結財務諸表においては包括利益計算書の強制開示となるが、当社は包括利益については全く触れておらず、しかも当社の利益処分の基本方針は「連結業績に連動した配当」とビジネス・レポートで謳っており、この矛盾をどのように考えているのだろうか。企業のこのような姿勢では、外部のステークホルダー特に一般投資大衆としてはいかに対応するべきかが問題となろう。

このA社以上に株主および株主総会を軽視している企業が見受けられる。以前よくみられた、いわゆる「シャンシャン株主総会」を実施しており、したがって、包括利益については全く触れず、しかも配当決議は取締役会とし、株主総会では報告のみである。したがって、株主総会は当然短時間で終了。

他方、東証1部上場企業B社では、株主ならびに株主総会に対する姿勢として、株主総会開始直後、代表取締役社長は株主、株主総会を尊重する旨の発言をし、また当該企業は配当については株主総会での決議事項としており、代表取締役社長から配当額についての提案があり、しかもこの提案について株主に質問を投げかけるという姿勢である。もちろん株主からは何らの質問もなく、原案通り可決された。このような姿勢であるから、株主と企業との信頼関係が構築されることになる。

以上、配当決議に関しての相違として典型的なA、B両社の事例を紹介してきたが、ネット時代と言われる今日、各企業はホームページを開設しているから、株主総会は形式的なセレモニーと考え、株主総会を軽視しているのではないだろうか。本来、株式会社の最高意思決定機関は株主総会であるとの私見については、既に「はじめに」で開陳済みである。したがって、株主総会は年に1回の株主と直接対面する機会であるから、企業は株主と正面から向き合うことが、両者の信頼関係を築き、信頼関係を維持することになる。

## 第2節 エージェンシー理論から見た株主総会のあり方について

最適配当政策や最適資本構成に関する1つの考え方としてエージェンシー理論 (Agency Theory) があるが、この理論を応用して株主総会のあり方について検討する。エージェンシー関係とはある人が他の人に自己の意思決定の権限を委譲することによって、自己の行なうべき仕事を委ねる契約関係である。そして権限を委譲する側をプリンシパル (Principal) といい、本稿では外部のステークホルダーである投資家、株主であり、権限を委譲され、権限の執行を任せられる側をエージェント (Agent) といい、本稿では企業経営者である。つまり、現代の企業経営は所有と経営が分離されているから、所有者としての株主は意思決定の権限を専門の経営ノウハウを持っている経営者に委譲し、自らは株価の変動と配当のみに関心を持ち、一方、経営者は株主に代わって経営執行の任に当たり、株主の利益の向上のために忠実に行動することになる<sup>16)</sup>。このような関係が維持されるところに株式会社の本質があると考えられる。しかし、ここで問題となるのは情報開示についての非対称性である。つまり、情報開示の主体は企業側であり、外部のステークホルダーはあくまで情報の受け手に過ぎない。この関係を考えれば、企業側は外部のステークホルダーとの信頼関係を築き、維持するためには株主総会での株主の質問、発言に対して真摯に耳を傾けて対応するべきであろう。これが本来の株式会社のあるべき姿である。

要するに、本章第1節で取り上げたA社とB社の極端な相違の原因は、会社法は会社法、企業の実際の運用は各企業で対応するべきであるが、A社はこの点に問題があるということである。会社法は企業の裁量権の拡大を主眼としているだけに、外部のステークホルダーにとっては企業の実際の運用に注目しているのである。会社法に限らず、法規や規則が先に制度化され、それに従って実務が実行されるという実態に問題がある。社会科学である会計学は社会現象を対象としており、実学であり、実務優先、実務尊重の学問であるから、制度化された法規や規則と実際の企業での運用とのキャッチボールが必要であり、このキャッチボールが確立されれば、A社のような弊害は除去あるいは少なくとも減少するであろう。つまり、法規を遵守するのは当然であるが、法規を如何に解釈し、運用するかが問題であり、そうでなければ、法規は「絵に描いた餅」になってしまい、無意味なものになってしまう。要するに、会社法という法規の存在と同時に、法規をいかに運用するかという認識が必要であろう。つまり、存在論よりも認識論の立場をとるべきであろう。

同じ社会科学であっても、会社法という法規と会計学ではその中心理念が異なるから、両者の接点を求めるべきであろう。つまり、法律の中心理念は正義であるが、会計学の中心理念については、A. C. リトルトンが企業利潤に求めると述べており<sup>17)</sup>、仮にそうだとすれば、企業利潤を測定し、その結果を外部のステークホルダーに伝達、報告することにあるといえよう<sup>18)</sup>。

16) 藤井則彦著『財務管理と会計—基礎と応用—第4版』 pp161—162 2012 (平成24)年2月 株式会社中央経済社。

17) A. C. Littleton "Structure of Accounting Theory" 大塚俊郎訳『会計理論の構造』 pp26—52 1955 (昭和30)年 株式会社東洋経済新報社。

18) 藤井則彦著 前掲書 (注1) pp3—4。

つまり、制度論的手法ではなく、分析的手法に従って処理するべきであると考える。

### 第3節 包括利益計算書の開示と剰余金の配当決議との関連性の問題点—むすびに代えて—

わが国においては、2011（平成23）年3月31日以後終了する会計年度から、連結財務諸表においては従来の損益計算書に代わって、包括利益計算書の作成、開示が、企業会計基準委員会（ASBJ）および金融庁により義務付けられることになった。したがって、3月期決算の企業においては、前年度の2011（平成23）年6月開催の株主総会において、次年度から導入、開示される包括利益計算書について何らかの説明があつてしかるべきだと考える。しかし、現実には第2章で検討したように、ごく少数の企業がビジネス・レポートにおいて「ご参考」として記載しているに過ぎず、大半の企業は全く触れていない。これは既に第2章で指摘したように表示の継続性の視点のみならず、既に第2章で指摘した事実からも外部のステークホルダーに対して誠に不誠実といわざるを得ないであろう。半面、ビジネス・レポートにおいては今後の基本的配当方針は連結業績に基づくこと謳っている。包括利益計算書は連結財務諸表に適用されるのだが、このように、包括利益に関しては全く触れずに、今後の配当方針については連結業績に基づくという矛盾を露呈している。しかも配当は実現損益のみを対象とした単体決算に基づいて決定されるにもかかわらず、今後の配当方針については未実現損益をも対象とした連結業績に基づくとの表現は矛盾そのものである。

企業業績は常に変動しており、しかも世界のそしてわが国の経済変動の激しい今日、わが国の企業においても本業の業績悪化に加えて、円高、株安が重荷となり、未実現損益の内容のうち「為替換算調整勘定」と「有価証券評価差額金」のマイナスによる包括利益の悪化が顕著である。ちなみに、2011（平成23）年4月から9月期において、全産業（電力、金融、新興2市場を除く、3月期決算の1,729社）について、包括利益は前年同期比13%の減少である。その原因は上述のように「為替換算調整勘定」と「有価証券評価差額金」にあり、業種では自動車、電機、商社など海外子会社を多く抱えている企業である<sup>19)</sup>。

したがって、配当決議についてはこれらの包括利益の結果を株主総会で株主に説明した上で、連結業績も考慮した結果、配当についての原案を株主総会で提案し、株主総会での決議によって配当を決定するべきであろう。つまり、配当は企業財産の流出であるから、株主にとっては株価の変動と配当は最大の関心事であり、せめて配当は株主総会での決議事項とするべきである。しかも包括利益の減少は株主にとって自己資本の減少であるから、配当決議は取締役会事項ではなく、株主総会事項とするべきと提案したい<sup>20)</sup>。

19) 2011（平成23）年11月25日 日本経済新聞 朝刊。

20) 本稿では、剰余金の配当のみを問題にしているが、本来は配当と役員賞与金は企業業績に応じて決定されるべき事項であり、両者は連動していると考えられる。ところが、会社法第361条第1項において、役員賞与金は支出時に費用処理することが認められている。しかし、本質的には、配当も役員賞与金も利益処分項目として株主総会での決議とすべきだと考えるが、この点に関連して役員の報酬については、金融庁が2010（平成22）年3月期決算から上場

なお、会社法第 453 条では剰余金の配当についての回数制限がなく、年何回でも配当実施可能と規定しているから、仮にこれが実施されていれば、株主総会をその都度開催することは困難であるから、配当決議を株主総会ではなく、取締役会での決議でも問題としない。しかし、現実には、この規定は有名無実であり、年 3 回以上配当している企業は見受けられないから、上述のように、配当決議は株主総会での決議事項とするべきであろう。

これまでは、企業は敵対的買収の恐れのため株主への配当を十分考慮してきたから、株主もあまり問題にしなかったが、経済の先行き不透明の時代では、企業の業績もそれ程向上しないと考えられるから、配当についても厳しくなるであろう。したがって、配当決議は株主総会とするべきであろう。

以上のような提案に対して、企業は「物言う株主」の存在を憂えて、例えば、自己株式の取得により自らが筆頭株主になったり、あるいは MBO（経営陣による自社買収）など株式会社の使命を崩壊させるような事態も出現しつつあり、この点が課題となろう。

## おわりに

本稿の私見としての主張は既に第 3 章第 3 節で「むすびに代えて」として述べているので、ここでは、包括利益計算書については、理論的には問題があるが、制度としてはわが国においては既に導入、開示が決定しているから、制度としての包括利益計算書の開示については所与として、最近の国際財務報告基準（IFRS）の動向を踏まえて、包括利益計算書の導入、開示についての再検討は如何であろうかと提案したい。

国際財務報告基準については調和化（harmonization）そしてコンバージェンス（convergence）そしてさらにアドプション（adoption）と変化してきたため、わが国においても金融庁が上場会社については 2015（平成 27）年ないしは 2016（平成 28）年に国際財務報告基準を適用すると表明していた。しかし、世界のそしてわが国の経済状態の変化により国際財務報告基準の適用については延期あるいは適用そのものの再検討が生じつつある。この点については、米国をはじめインド等諸国も国際財務報告基準の適用について前向きではなくなりつつある。このような現状を視野に入れば、わが国においても包括利益計算書については再考の余地があるのではなからうか。例えば、すべての上場企業に適用ではなく、適用範囲を限定するなどの再考が必要ではなからうか。

---

会社を対象に年間 1 億円以上の報酬（基本報酬、賞与、退職慰労金、ストックオプションの総額）を役員が受け取る場合、その役員の個々の氏名およびその総額と各項目の金額を開示するよう義務付けた。この制度の主旨は、例えば社外役員が多数の企業から報酬を得て、その総額が 1 億円を超過しても開示の義務はない。つまり、役員個人の報酬を対象にしているのではなく、当該企業が役員に対して 1 億円以上の報酬を支払っているかが問題とされている。つまり、会社の財産が役員報酬としてどれだけ流出しているかがポイントである。この点で役員報酬と本稿の主題である配当との関連性が問題となろう。つまり、役員報酬と同様、会社財産の流出である配当についても株主総会での決議で決定するべきであろう。

## 主要参考文献

- 1) 黒川行治他著『利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する実証的要因分析』2011（平成23）年3月 株式会社中央経済社
- 2) 財務会計基準機構, 財務会計基準委員会, 企業会計基準討議資料「財務会計の概念フレームワーク」2006（平成18）年12月
- 3) 財務会計基準機構, 財務会計基準委員会, 企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」2010（平成22）年3月
- 4) 財務会計基準機構, 財務会計基準委員会, 財務会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」2010（平成22）年6月30日
- 5) 中央経済社編『「会社法」法令集（第七版）』2010（平成22）年3月 株式会社中央経済社
- 6) 中央経済社編『新版 会計法規集—第3版』2011（平成23）年3月 株式会社中央経済社
- 7) 藤井則彦著『日本の会計と国際会計—増補第3版』1997（平成9）年4月 株式会社中央経済社
- 8) 藤井則彦稿「会社法についての私見—買収防衛策, 剰余金の分配を中心として—」京都産業大学マネジメント研究会, 京都産業大学マネジメント・レビュー第10号 2006（平成18）年12月
- 9) 藤井則彦稿「会社法施行後の問題点についての私見—株主の立場よりの実務上の問題点—」京都産業大学マネジメント研究会, 京都産業大学マネジメント・レビュー第12号 2007（平成19）年12月
- 10) 藤井則彦編著『チャレンジ・アカウンティング—新訂版』2011（平成23）年4月 同文館出版株式会社
- 11) 藤井則彦著『財務管理と会計—基礎と応用—第4版』2012（平成24）年2月 株式会社中央経済社
- 12) 日本経済新聞記事
- 13) 2011（平成23）年3月期決算の上場会社のビジネス・レポートなど最近の上場会社のビジネス・レポート
- 14) A. C. Littleton “Structure of Accounting Theory” 大塚俊郎訳『会計理論の構造』1955（昭和30）年 株式会社東洋経済新報社
- 15) ASOBAT (A Statement Of Basic Accounting Theory) 1966（昭和41）年 飯野利夫訳『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』1969（昭和44）年 株式会社国元書房
- 16) FASB “Statement of Financial Accounting Standards NO130 Reporting Comprehensive Income” June 1997
- 17) “International Accounting Standards 1999” International Accounting Standards Committee 1999

## The links between the disclosure of the Comprehensive Income Statement and the decision of the dividend

Norihiko FUJII

### **ABSTRACT**

The disclosure of the Comprehensive Income Statement has been introduced in the Consolidated Financial Statement in Japan. So, in this connection, the purpose of this paper is to consider that the dividend should be decided either in the board of directors or in the general meeting of stockholders based on the examples of Japanese company.

In my private opinion, I think the dividend should be not decided in the board of directors, but it should be decided in the general meeting of stockholders in view of the stakeholder, especially the investors and the stockholders.

